



## 「EPA」＝「経済連携協定」

特定の国や地域同士での貿易を促進するために、**輸出入にかかる関税の撤廃・削減**などを約束したものがEPAです。一定の条件のもとでEPAを使うことにより、輸出入の際に、通常よりも低い関税率（EPA特惠税率）を適用できます。

### 日本国とA国がEPAを結んだ場合

輸出の際にかかる金額が安くなる！

輸入の際にかかる金額が安くなる！



(注) 上記の関税率は仮定であり、実際は協定により異なります。

## 税関HP「原産地規則ポータル」をご活用ください



- 原産地規則についての情報提供のため、税関ホームページ上に「原産地規則ポータル」を設け、各種の原産地規則に関する資料をまとめて掲載しております。
- 自己申告制度を利用する場合の、証明書類の様式見本など、輸出入手続きに役立つ資料を掲載しておりますので、ぜひご活用ください！

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

# 原産地規則を説明する講師を派遣します

大阪税関では、EPAを輸出入において適正に利用していただくため、輸出入に携わる企業、各種業界団体の皆様が主催する説明会や研修会に、職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

※個社単位ではお断りしていますが、関連会社等と合同で開催の場合は受け付けております。

- 説明内容  
原産地規則の概要、ケーススタディ 等
- 講師  
大阪税関 業務部 首席原産地調査官部門職員
- 費用  
無料。講演料、交通費等の負担は一切不要です。  
※ただし、会場やスライド等の機材、資料印刷は主催者側でご準備下さい。
- 場所  
貴団体の所在地、Webを用いたオンライン説明 等

大阪税関ではEPAを効果的にご活用していただくための支援として、情報提供や相談対応等に取り組んでいます。

ご不明点やご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

大阪税関 業務部 首席原産地調査官

TEL:06-6576-3196

E-mail:[osaka-gensanchi@customs.go.jp](mailto:osaka-gensanchi@customs.go.jp)



EPAを使うと…



EPAのメリットを  
大いに活用しましょう!